

第5章 被災写真の作成方法

被災写真は、**査定設計書に必ず被害状況等が確認できる資料として添付することになっている**。被災写真は机上査定の場合に**災害原因、被災状況等の確認並びに災害復旧事業としての要件及び復旧範囲や復旧工法の適否を判断する重要な資料**でもある。

また、事業計画の変更、新たな災害により増破した場合の申請、しゅん工（成功）認定、会計検査等においても必要となる資料であり、その撮り方については、被災状況が的確に把握できるよう構図を考え、ポール等を用いて状況の大きさが分かるよう注意して撮影する。

被災写真の撮り方については、第10章に述べるほか、**災害査定用写真事例集（平成12年5月）がある**ので、それらを参考にする。

その他、注意すべき点については、以下のとおり。

第1節 被災写真の撮り方

1. 被災範囲の確認用の写真の撮り方

- ① 被災状況が明確となるよう**草木等を刈り払って撮影**すること。
- ② 逆光又は日陰で暗い場合は被災状況が明確に撮影できないので、現地地形及び周りの状況を見て**撮影時間を考慮**すること。
- ③ 起終点部分に**亀裂がある**場合には**ピン杭又は着色をして亀裂の状況（幅、深さ）を判断**できるよう撮影すること。特に亀裂の深さは時間とともに変化するので早期に確認可能な写真を撮影すること。
- ④ **近接写真**を撮る場合は、場所が分かるよう**遠景写真も撮影**すること。
- ⑤ 起終点部については、被災状況及び延長をはっきりさせる必要がある**ので、斜め撮影にならないよう注意**（地形条件等から不可能な場合を除く）すること。

2. 復旧工法決定用の写真の撮り方

- ① **被災箇所左右の被災していない法面勾配を撮影**しておくこと。
- ② **被災箇所の近くに過去に災害復旧事業で造成した構造物がある場合は必ず構造物の断面が判るようポール、スタッフ、テープ、勾配器を用いて撮影**しておくこと。
- ③ **湧水等がある場合は湧水箇所等に印をつけて撮影**しておくこと。

災害査定では、査定設計書に添付されている写真から第2節に記載している事項を確認するので、それぞれの目的にあった撮り方をしておく必要がある。

第2節 災害査定での写真の確認の仕方

1. 農地の場合

- ①被災直後の写真（当該災であることの確認）
- ②全景写真（申請延長等被災範囲確認用）
- ③起終点部、中間測点部の正面からの拡大写真（被災範囲確認用）
- ④起終点部、中間測点部の横断面写真（横断図等確認用）
- ⑤未被災部の横断写真（土羽勾配等の確認用）
- ⑥既設構造物の写真（工法検討のための既設構造物確認用）
- ⑦法部及び畦畔裏等の詳細クラック写真（被災確認用）
- ⑧背後農地の状況写真（農地の確認用）
- ⑨畑の場合、畑面傾斜状況写真（傾斜20度以下の確認用）
- ⑩反当限度額算定のH・Lの測定写真（限度額の確認用）
- ⑪農地面積測定写真（実測値確認用、1測点程度）
- ⑫湧水の状況写真（復旧工法の検討及び水替の必要性確認用）
- ⑬小運搬経路等の状況写真（運搬機械等確認用、仮設用材の確認用）

2. 農業用施設の場合

- ①被災直後の写真（当該災であることの確認：遠影と近影があると分かりやすい：遠影から構造物の置かれている状況の判断、近影から破壊にいたる被災の状況判断）
- ②全景写真（申請工種の確認用）
- ③被災延長写真（申請延長等被災範囲確認用）
- ④起終点部、中間測点部の正面からの拡大写真（被災範囲確認用）
- ⑤起終点部、中間測点部の横断面写真（横断図等確認用）
- ⑥被災状況詳細写真（被災状況を適宜確認できるように）
- ⑦未被災断面形状写真（既設構造物確認及び復旧断面確認用：未被災部がある場合）
- ⑧河川内構造物等では被災原因写真（出水時の痕跡等確認用）
- ⑨小運搬経路等の状況写真（運搬機械等確認用、仮設用材の確認用）

第3節 デジタルカメラの使用上の留意点

近年はデジタルカメラが一般に用いられており、

①映像をその場で確認できるので正確な被災写真を撮ることができる。

②多くの映像を撮影できる。(=いろいろな角度からの写真が撮れる。)

等の利点があるが、パソコン等により画像データを変形・加工したものは認められないので、下記のような編集画像は査定設計書へ添付しないこと。

①複数の写真データを合成加工して一枚の写真にすること(単なる重ね合わせを除く)

②写真データの縦・横の比率を変更すること

なお、画像データそのものに変更を加えずに、写真内に起点、終点、測点、延長を表示することは支障ない。

